

質問に お答えします

塗装業務のための準備作業は、 有機溶剤業務になるのでしょうか？

塩澤 浩

塗装業務の範囲について問い合わせがあった場合には「塗装のための準備である調査など一連の作業は、塗装業務に含む。別室で混合作業を行う場合も、塗装業務として扱う」と回答しています。

定められており、塗装のための材料の混合や、容器への移し替えは、有機溶剤ではなく安衛則の適用を受けるといふ考えもありません。

① 割合によって、材料とは別の成分比の塗料となることから、イの「有機溶剤等の製造の工程における混合、容器への注入の業務」となる

務」に該当するという見解は、じん肺別表の13号の解釈通達に「製造する工程とは、原料から製品が出来上がるまでの工程のみをいうのではなく製品の荷造りまでをいうこと」（昭和54・7・11基発342号）として

② 有機溶剤業務には該当せず、安衛則の衛生基準の適用を受ける

「厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課です。ご質問について回答いたします。お問い合わせの塗装作業の取り扱いは、

③ 塗装のための準備作業であり、有機溶剤1条6号有機溶剤業務のうち、リの「塗装業務」に含まれる

015（平成27）年3月発行の作業環境測定協会の会報誌『作業環境』の特別有機溶剤に係る法改正の座談会において、厚生労働省の担当が「行政としては、塗

③の考え方について
ずいぶん前の資料ですが、2015（平成27）年3月発行の作業環境測定協会の会報誌『作業環境』の特別有機溶剤に係る法改正の座談会において、厚生労働省の担当が「行政としては、塗

答 ①の考え方について
各種有機溶剤を含有する材料を混合して、材料とは成分比の異なる塗料を作る作業は、有機溶剤業務のイ「有機溶剤等を製造する工程における有機溶剤等

②の考え方について
規制される有機溶剤業務は限

③の考え方について
ずいぶん前の資料ですが、2015（平成27）年3月発行の作業環境測定協会の会報誌『作業環境』の特別有機溶剤に係る法改正の座談会において、厚生労働省の担当が「行政としては、塗

問 化学物質管理は、これまでの有機溶剤中毒予防規則（有機則）、特定化学物質中毒予防規則（特化則）等に基づく個別具体的な規制から、約2900物質のリスクアセスメント対象物に対して自律的な管理を基軸とする規制へと大きく転換されました。有機則や、特化則などは、いずれ廃止されることが予定されているようですが、有機溶剤業務に関連しての質問です。

有機溶剤業務に関連して、例えば、塗装のために塗料を「調合し、容器に注入する作業」は、塗装業務に含まれるのか。いずれの考え方で対応すべきでしょうか。



有機溶剤業務とは (例)

- イ 有機溶剤等を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌、加熱又は容器若しくは設備への注入の業務
- ロ 染料、医薬品、農薬、化学繊維、合成樹脂、有機顔料、油脂、香料、甘味料、火薬、写真薬品、ゴム若しくは可塑剤又はこれらのものの中間体を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌又は加熱の業務
- ハ 有機溶剤含有物を用いて行う印刷の業務
- ニ 有機溶剤含有物を用いて行う文字の書込み又は描画の業務
- ホ 有機溶剤等を用いて行うつや出し、防水その他物の面の加工の業務
- ヘ 接着のために有機溶剤等の塗布の業務
- ト 接着のために有機溶剤等を塗布された物の接着の業務
- チ 有機溶剤等を用いて行う洗浄（フに掲げる業務に該当する洗浄の業務を除く。）又は払拭の業務
- リ 有機溶剤含有物を用いて行う塗装の業務（フに掲げる業務に該当する塗装の業務を除く。）

ともに、厚生労働省発行「有機溶剤を正しく使いましょう」リーフレットより引用

塗装作業中の準備、事後処理も含めた一連の作業について貴見の③と解釈しお取り扱い下さい。したがって、その目的とする業務に付随する準備作業、事後作業は一連の作業として有機溶剤業務に該当することになります。

（元藤田医科大学医療科学部客員教授）